

## 三田市「赤ちゃんの駅」設置推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みの一環として、外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換ができる施設を三田市「赤ちゃんの駅」(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録し、その所在を広く周知するとともに設置を促すことにより安心して外出できる環境を整え、もって、子どもを生み育てることに安心感をもてるまちづくりを推進することを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、乳児及び幼児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第1号及び第2号に規定する乳児及び幼児をいう。)連れの保護者とし、授乳又はおむつ交換の場合に利用できるものとする。

### (登録施設基準)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設のうち、次の各号の両方若しくは一方の基準を満たす施設とする。

(1) 利用者が外部の目を気にせずに授乳できる設備があること。

(2) ベビーベッド、おむつ交換台その他これらに準ずる設備があること。

2 調乳用のお湯を提供する場合は、「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン(2007年世界保健機関、国連食糧農業機関共同作成)」に沿って提供するものとする。

### (登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅の登録を希望する施設は、三田市「赤ちゃんの駅」登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは速やかに審査し、前条の登録施設基準を満たすと認めるときは、三田市「赤ちゃんの駅」登録証(様式第2号)を申請者に交付し、赤ちゃんの駅として登録(以下「登録施設」という。)するものとする。

### (登録変更及び登録解除の届出)

第5条 登録施設が登録した内容の変更をしようとするとき又は登録を解除しようとするときは、三田市「赤ちゃんの駅」内容変更・廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録施設が登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

(施設の管理及び利用の制限等)

第6条 登録施設は、赤ちゃんの駅をその管理者の責任において管理するものとし、管理者は、利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行うものとする。

2 登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき。

(3) 臨時的に施設を休業するとき。

(4) その他施設管理上の支障があるとき。

(登録標示)

第7条 登録施設は、三田市（以下「市」という。）が交付する赤ちゃんの駅標示物（以下「標示物」という。）を施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示し、適正に管理するものとする。

2 第3条第1項各号の一方を提供する施設は、その旨を標示物に隣接して掲示するものとする。

(実施状況の報告等)

第8条 市長は、登録施設管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 市長は必要に応じ登録施設の現状を確認することができる。

(広報等)

第9条 市長は、市のホームページや刊行物への掲載等により、登録施設を市民に広く周知するものとする。

2 登録施設は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。